

会議名称		平成26年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日 時		平成26年6月2日(月) 14時00分から15時30分まで
場 所		杉並区役所 西棟6階 第5・6会議室
出席者	委 員	石川委員、井上委員、柴田委員、玉村委員、西山委員、三田委員、望月委員、山崎委員、横山委員、今井委員、奥山委員、河津委員、新城委員、原田委員、山本委員、江藤委員、北島委員、長谷川委員、茶谷委員
	実施機関	和田臨時給付金担当課長、武井障害者施策課長、相馬防災まちづくり担当課長、岡本教育委員会事務局庶務課長、植田学務課長
	事 務 局	渡辺情報・法務担当部長、片山情報システム担当課長、本橋情報政策課長
傍聴者		0名
配布資料	事 前	・資料1 平成25年度第5回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成26年度第1回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当 日	・会議次第 ・委員名簿 (平成26年5月1日)
【会議内容】		
1 平成25年度第5回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
諮問第1号	臨時福祉給付金等支給に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について(新規)	決 定
諮問第2号	臨時福祉給付金等支給に関する業務の外部提供について(新規)	決 定
諮問第3号	臨時福祉給付金等データ管理(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
諮問第4号	身体障害者福祉に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
報告第1号	既存住宅耐震改修工事助成に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第5号	教職員給与・福利厚生に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
報告第2号	義務教育保護者負担経費の軽減に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第6号	義務教育保護者負担経費の軽減補助金支払いシステム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定

会長	定刻になりましたので、ただいまから審議会を開催させていただきます。本日は、猛暑の中、また御多忙の中、当審議会に御出席賜りありがとうございます。ただいまより、平成 26 年度第 1 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。事務局の人事異動がありましたので、お知らせ願います。
情報・法務担当部長	関谷の後任で 4 月 1 日に情報・法務担当部長に就任しました渡辺幸一と申します。関谷同様、どうぞよろしくお願ひいたします。
会長	次に、委員の変更について、事務局から御紹介をお願いします。
情報・法務担当部長	ただいま会長からお話をありましたとおり、委員の変更がありましたので、御紹介させていただきます。玉村彰孝委員です。
委員	玉村でございます。よろしくお願いします。
情報・法務担当部長	なお、委嘱状は、大変失礼ですが、席上に配布させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。また、新しい委員名簿についても、皆様の席上にお配りしておりますので御確認ください。
会長	次に、本日御都合により欠席される委員の方を、事務局からお知らせ願います。
情報・法務担当部長	本日の会議につきまして、欠席される旨の御連絡がありました委員は、猪鼻委員 1 名です。
会長	それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、まず前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。初めに、資料 1 の平成 25 年度第 5 回会議録についてですが、事務局から修正や補足がありますか。
情報政策課長	特にありません。
会長	委員の方で、御指摘の点はございますか。ないようですね。それでは、第 5 回の会議録については確定させていただきます。 次に、報告・諮問事項の審議に入ります。情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。
情報・法務担当部長	諮問文を読み上げ会長に渡す。
	(諮問文の手交)
会長	ただいま諮問文を頂戴しました。初めに報告第 1 号、諮問第 1 号から諮問第 4 号について事務局から説明をお願いします。
諮問第 1 号、諮問第 2 号、諮問第 3 号 諮問第 4 号 報告第 1 号	
情報政策課長	諮問第 1 号、諮問第 2 号、諮問第 3 号について説明する。 諮問第 4 号について説明する。 報告第 1 号について説明する。

会長	それでは、まず御質問のみ頂戴し、そのあと御意見を頂戴するということでお話しをお願いします。まず御質問がございましたら、どうぞ。
委員	1ページの、「臨時福祉給付金等支給に関する業務」です。今回、加算対象者の、いろいろな情報が提供されるということで、その方たちを見付けすることはできると思うのですが、本来の住民税が非課税で、臨時福祉給付金の支給対象者となる方々を、今現在区は、全て把握しているのかどうか、まず確認します。
臨時給付金担当課長	臨時給付金担当課が、所得について全てを把握しているということではなく、課税課が、非課税の方、未申告の方ということで対象者を把握しています。
委員	ということは、適正な手続をすれば、臨時福祉給付金がもらえるにもかかわらず、自分が該当するかが分からない、また、区がその方との接点がないという理由で、臨時福祉給付金をもらえない可能性がある、というケースがあり得るということですか。
臨時給付金担当課長	区が分かる範囲で、住民税が非課税の方、未申告の方を把握しているので、私どもとしては、おおむね対象者を把握して、支給漏れがないようにできると思っています。なお、何らかの理由でそういう情報が把握できない可能性もありますので、広報等で周知し、受給対象者が申請できるように勧奨していく、ということを考えています。
委員	区は、こういった施策を実施する場合、施策の趣旨から考えれば、対象者ができる限り一生懸命探して、その方に給付をする、そして、そのため個人情報を探していく、というのも区の1つの今回の役目だと思いますが、区の考え方を確認させてください。
臨時給付金担当課長	事業を行うときに、所得の状況を全て調査して確認することは、なかなか難しい話です。したがって、私どもとしては、課税課の持っている情報に、頼ってやっていくことになると思います。 ただし、課税課の情報については皆さん御存じのとおり、地方税法で守秘義務が課されていますので、こういった情報公開・個人情報保護審議会等を通じても、私どもが利用できるものではありません。今回は、住民税が非課税と見込まれる方、未申告の方に、課税課からあなたは非課税ですよ、あるいは未申告になっていますよと、税のお知らせをします。それに合わせて、この事業の申請書を送り、対象者が申請できるようにしています。
委員	今、何回か同じことを繰り返し確認しましたが、答えは非常にお役目的であると考えます。つまり、この施策の意味を考えて、何とかして渡したいと思えば、課税課の情報で探せない人がいるということを、すぐに思い付きます。課税課に情報がある人たちは、御本人が課税課と何らかの接点を持ってきたという方になります。 例えば最近ですと、「徘徊」という言葉は良くないので変えたほうがいい

	<p>と思うのですが、徘徊なさって老人ホームで何年も保護されていて、その方の身元が最近分かったという高齢者の方がいます。そういう方も、御家族の収入によりますが、きっと対象者になるでしょう。そういった方を探そうと思えば、区内にある老人ホームに、そういう対象者はいませんかと、聞くようなこともできるのではないかですか。</p> <p>それから、私は何人も知り合いがいますが、区内にはいわゆる路上生活者、ホームレスの方々もいらっしゃいます。このような方々も、その対象者になる可能性があると思います。そのような方々を探しにいくことは、しないのですか。机に座っていて、課税課の情報を調べました、それで分からなかくとも、私たちはこれで情報はちゃんと調べましたというのは、情報を管理する側の立場として、責任を果たしているのかどうか。私は、それは大いに疑問があると思いますが、所管としてはどのようにお考えか、お答えください。</p>
臨時給付金担当課長	<p>先ほど来申し上げていますが、臨時福祉給付金支給の要件に、もう 1 つ、1月 1 日現在、区に住民票のあることが要件になっています。この住民票のある方について、課税課で課税の情報を把握している方以外に、今の委員のお話ですと、関係がある人以外にも、申告されていない方、いわゆる未申告や申告義務がない方もいますから、そういった方も含めて送るということで、対象と思われる方には、しっかりと送っていくということを、一方でやっています。</p> <p>御指摘いただきました、特別養護老人ホームとかホームレスにつきましても、チラシやポスターで一般勧奨をしながら、福祉事務所あるいは特別養護老人ホームでチラシ等を配るというような形で、できるだけ情報が該当者に伝わるような取組をしているところです。</p>
会長	確認しておきたいのですが、受給対象者は 1 月 1 日現在、杉並区に住民票を持っている人と、理解すればよろしいですか。
臨時給付金担当課長	臨時福祉給付金には、2つの条件があります。1つは、1月 1 日現在杉並区に住民票がある方、もう 1 つは、平成 26 年度の区民税が均等割非課税の方です。ただし、生活保護受給者、また課税されている方に扶養されている方は除きます。
会長	両方の条件が整っていないと、駄目だと理解すればよろしいですか。
臨時給付金担当課長	そのとおりです。
会長	そうですか。資料では不十分ですが、皆様に御審議いただくときには、1月 1 日現在杉並区に住民票のある人、それから平成 26 年度の非課税者という両方の条件が整っていなければならない、ということで御検討をいただきたいと思います。
委員	実は、まだ要件があるのです。今現在、住民票の登録はなくても、今年の 1 月 1 日現在に遡って、いろいろな証言などで杉並区にいたことがきちんと疎明できる人であれば、遡って住民票を定めることができます。そし

	て、その方々も、今回の施策の対象になりますね。確認します。
臨時給付金担当課長	住民票が、何らかの事情でなくなっている方については、1月2日以降、住民登録をしていただければ、対象となってまいります。
委員	<p>会長、そういうことなのです。ですから私は今聞いているのですが、所管はあのような考え方で、今、住民票がない人はもう対象者にならないかのような答弁をしました。非常に不誠実であると思います。もうこの一件はここで収めますが、今ある情報だけではなく、個人情報を探しに行くということも、区の責務だと思います。非常に不誠実だと思います。</p> <p>それから、先ほど、特別養護老人ホームにチラシなどを配るとおっしゃいました。大変失礼ながら、自分の身元が分からず、自分がどこの誰かが分からずの方に、チラシを見せて、今回の臨時給付金の対象者に自分がなるかといったことが、理解できるとは到底思えません。ですから、老人ホームにチラシを配るのではなくて、老人ホームに連絡して、責任者に、該当しそうな人はいませんかと呼び掛けるというのが、本来、正しい対象者の情報を集める責務がある人のやるべきことだと思います。所管はどのようにお考えですか。</p>
臨時給付金担当課長	後ほど出てきますが、児童施設入所者等について、今回提案しています。こちらについてはルールが決まり、施設からの情報提供を受けて、そこに御案内して、施設入居者に支給するという形になっています。高齢者等については、飽くまでも本人申請ということになりますので、そういった施設、該当するいろいろな所も含めて周知をし、施設の方にもいろいろ周知をしていただき、申請いただけるようにということで、私どもとしては取り組んでいきたいと思っています。
委員	<p>路上生活者についてですが、保健福祉部管理課は把握していないかもしれません、福祉事務所には、路上生活の担当の職員がいます。さらに、民間委託でホームレスの方々との連絡を、杉並区内を回って密にとっている人たちがいるのです。その方たちを通じて、何らかの形で連絡をとることはできます。</p> <p>実は、何年も前に無くした住民票を復活させるのは、手続は非常に面倒です。御本人がどこまでそれに耐えて、やるかどうか分かりませんが、これを機会に住民票が復活することで、自分もまた例えば介護保険の対象者になるようにしたいという方は、いらっしゃると思うのです。65歳を過ぎた方が、何人もいますから。そういう意味でも、そういう方にきちんと連絡をとるように、所管としてお願いしたいと思います。ここだけを伺つて、この件については終わります。</p>
臨時給付金担当課長	ホームレスの関係についての通知等は、国から来ていますので、これらについても、福祉事務所に通知を配っています。その中で対応されていくと考えています。
委員	次は7ページです。「既存住宅耐震改修工事助成に関する業務」についてですが、今回記録する個人情報に「性別」があります。この必要性について

	て、御説明をお願いします。
防災まちづくり担当課長	今回の事業は、7ページの「事務事業の概要」に対象者が記載されていますが、64歳以下で、介護保険認定等々の証明をお持ちでない方も、災害時要援護者登録台帳に登録されている方も対象となります。この場合、登録台帳に登録されていることを証明するものを、御本人がお持ちでないことになりますので、この場合、保健福祉部管理課に私どもから照会することになります。その照会をするに当たり、住所、氏名、生年月日、性別等により御本人を確認するということを行うため、今回、「性別」を追加したものです。
委員	<p>いわゆる本人確認情報は4つあり、その中に確かに「性別」はありますが、もう既に「氏名」「住所」の2つの情報が登録されています。そして、今回は「生年月日」と「性別」ということですが、もう「生年月日」までいいのではないか。同じ住所で、お名前が同じで、お誕生日が同じと。そのときに、男性だった、女性だった、または、「私は性別関係ありません」という人だった、ということで、対象者から外れますか。性別は余り関係ないのでないですか。</p> <p>何が言いたいかというと、余り必要性がない情報は集めないほうがいいということです。お役所の方は、確かに本人確認情報というのはこの4つですから、何かのときは必ずこれをもらうということは、もう習い性になっていると思うのですが、そこで、本当に必要かを考えてほしいのです。今日はもうこの説明はしませんが、今、性別というのはいろいろな方にとて問題になっています。性別を聞かれることは非常に苦痛だから、医者に行って保険証を見せたくない、だから、私の性別は表でなくて裏に書いてください、という人も出てくるわけです。そういった非常に細かいことを考えて、情報を収集していただきたいと思います。いかがでしょうか。</p>
防災まちづくり担当課長	委員のおっしゃることも理解できるのですが、今回、情報を集めるに当たり、御本人の同意を取ることを前提と考えています。また、助成の対象者である証明書等をお持ちでない方の本人確認、ということになりますので、区としては、住所、氏名、生年月日、性別の確認は最小限必要だと考えています。
委員	先ほどのやり取りにも関連しますが、区が課税か、そうでないかという情報の収集が、なかなかできないということでした。1ページの「電算入力」の「規模」の「加算対象者」や「施設入所者」の数は、どう判断して出されているのか、教えてください。
臨時給付金担当課長	報告・諮問事項説明書に記載していますが、年金受給者は11万人、施設入所者は470人ぐらいを予定しています。
委員	それは各年金対象者の数ということですか。それとも、特例の加算対象者になるということなのでしょうか。
臨時給付金担当課長	この加算対象者は、年金受給者の場合、老齢基礎年金、障害基礎年金、

	遺族基礎年金等の受給が基本となります。実際その方たちの情報が、11万件ぐらいということです。基本的には65歳以上の方は、年金を受けていますので、加算対象とする予定で私どもは進めています。60歳から64歳の方で、年金を受けている方、遺族年金や障害者年金を受けている方ということです。加算をする趣旨は、特例水準が4月以降解消されるので、その分で5,000円加算するということです。実際に利用する対象者は、この件数よりは大分少ない人数になってくると思います。年金については、そういう状況でございます。
委員	分かりました。この規模は飽くまでも、そういう算定であるということですね。国から情報をもらうことになるのですが、1ページの事務事業の内容に「提供を受けた個人情報の利用については、本人同意を得て行う」とありますが、これはどういう意味か教えてください。
臨時給付金担当課長	国からの情報は、6月中旬ぐらいになると思いますが、その前に、申請書を6月10日にお送りします。それで申請をしていただくのですが、そのときに、国から提供を受けた情報を確認していいですよ、使っていいですよという同意を、申請書で頂きます。その上で情報を利用するという形です。
会長	この点について、事務局から、本人同意の条例上の意味を補足していただけますか。
情報政策課長	目的外利用の場合と異なり、個人情報の本人以外からの収集の場合は、本人同意の有無は関係なく、情報公開・個人情報保護審議会への諮問事項となります。ですから今回、諮問をしているわけです。
委員	本人同意を得ていく手段は、どういう形になるのでしょうか。
臨時給付金担当課長	説明が不十分で、申し訳ありません。個人情報の収集については情報政策課長が申し上げたとおりです。実際には、申請を受けたあとで、所得状況や加算の事由に該当するかを確認し、支給決定をして給付金の支払いをしていきます。その確認をするときに、申請者からそういった情報を利用していいという本人の同意をもらってから、利用させていただきますので、「本人同意を得て行う」という表現をさせていただいています。
委員	分かりました。
会長	今、議員の方から多く御質問を頂いていますが、区民の方、学識経験者の方から御質問を頂いたほうがいいかもしれません。ご質問がありましたらお願いします。
委員	7ページの「耐震シェルター」、「耐震ベッド」というのは、定義があるのですか。
防災まちづくり担当課長	決まった定義というのではないのですが、災害時に建物から命を守ることで、災害時に建物が倒壊した際に一定の空間を確保することが目的のものです。
委員	8ページの個人情報の記録の内容に「工事内容・費用等」とありますが、

	ここで耐震シェルター等を意味していることですか。
会長	個人情報の収集項目として、あったほうがいいのではないか、という御質問ですか。逆の言い方をしますと、これで十分なのか、ということですね。
防災まちづくり担当課長	個人情報としては、最小限にとどめるということで、ここに記載のとおりで大丈夫と考えています。
会長	よろしいですか。
委員	はい。
会長	ほかにございますか。
委員	<p>まず1ページの、臨時給付金等支給に関する業務についてです。本日の質問とは若干ずれるかと思いますが、私からも、申請漏れという事態をなるべく少なくするように求めたいと思います。他の委員から「不誠実」という指摘もありましたが、むしろ、余計な仕事を国から押し付けられて、どちらかというと同情的な気分です。今回の事業は、増税への批判をかわすために微々たる金をばらまくということで、そのためにこれだけの職員の労力を、あるいは業務遂行のための金をかけるというのは、余りにも非効率だと感じます。制度に関わる質疑は区議会に任せまして、ここでは個人情報について、少しだけお聞きしたいと思います。</p> <p>この件について質問がありましたら、そろそろ業者が決まってきている頃だと思います。どうなっているか、お知らせいただけたらと思います。</p>
臨時給付金担当課長	公募型プロポーザルで業者を選定し、凸版印刷株式会社など5社の共同事業体に決め、5月7日に契約をさせていただいている。
委員	凸版印刷だけだったらしいのですが、共同事業体ということは、いわゆるJVではないですが、いろいろな業者が関わっていると思うのです。どういう業者が関わっているのでしょうか。
臨時給付金担当課長	凸版印刷株式会社が代表です。全体業務設計と申請書等の印刷、封入、発送をお願いしています。株式会社リオスは、システム関係の開発、株式会社JPメディアダイレクトは、申請書の開封や点検をお願いしています。株式会社リョウビシステムサービスは、データ入力、最後に相談関係で、株式会社ベルシステム24に、コールセンターも含めてお願いしているところです。
委員	今の共同事業体の会社名に、「ダイレクト」というのがあったのですが、ダイレクトメール会社や情報収集会社のようなものは、入っていないのかということを、確認したいと思います。
臨時給付金担当課長	申請書の開封や点検を、JPメディアダイレクトという会社にお願いしています。情報収集をどのような形でやっているかは、承知していません。
委員	一つ一つの会社がどういう仕事をしているかを、調べて聞いているわけではありません。例えば図書館の民間委託の際には、ダイレクトメール会社でホームページ上に、「うちの売りは、いろいろな人の名簿を持っている

	ことです」、ということを開けっ広げに出している会社が、図書館のかなりプライバシーレベルの高い情報を扱う窓口を担当する、というか図書館全体を担当してしまう、ということがあつたりました。前回も指摘したのですが、極めてプライバシーレベルの高い情報を、一覧になっているリストを、営利企業が請け負ってその発送などの仕事をするのを、プライバシー保護という観点でいうと、かなり注視しなければいけない問題だ、ということを指摘してきました。今回の諮問では、この会社はどういう形で個人情報に触れることになるのか。あるいは、今回の諮問の業務については課長とか職員がやることで、企業の人たちは触れないのか。お聞かせいただきたいのですが。
臨時給付金担当課長	年金の受給情報は、確認審査をするときに私どもが使いますので、事業者へ提供されることはありません。施設入所者も、これは私どものほうでやっていきますので、事業者に情報が提供されるということはありません。
会長	ほかにございますか。
委員	会長、よろしいですか。
会長	質問ですか。
委員	はい。
会長	質問なら、どうぞ。御意見は、あとで頂きます。
委員	5 ページの「在宅レスパイト訪問看護事業」について、今の状態で参入する事業者がいるのかと言われたら、余りいない気がします。今回諮問している外部委託というのは、手を挙げている業者が既にいて、そこに対して情報提供していくことになるのか、それとも、区としてこういう事業をやりたいのだが、まずは名簿を作ったから見てくれという形で、事業を掘り起こしていこうとしているのか。この辺が分からないので、詳しく説明していただければと思います。
障害者施策課長	確かに今、訪問看護事業を行う事業者が、どこでもすぐこの事業ができるかというと、難しいところはもちろんあります。区としても、それぞれの訪問看護ステーションに、こういったことをやった場合に協力していただけるか、という話はてきていて、その中で受けていただける所があるということで、この事業を始めていくとしたものでございます。
委員	ということは、今既に、責任を持ってうちでやりますという事業者があって、そこに情報を提供するのではなくて掘り起こす形で、ここに個人情報の一覧表があります、在宅で重症心身障害児を抱えている家庭の一覧表があるので、これを使って事業を起こしてみないか、というようにいくということでおいいのですか。
障害者施策課長	おっしゃっていることが分かりづらいのですが、こういった事業に協力していただけるかというのは、一覧表を渡してからということではなく、この事業の内容を説明して、御協力いただけるという所について委託契約を結んで、その上で、実施していくときに情報を渡すということです。

委員	分かりました。
会長	よろしいですか。
委員	はい。
会長	それでは、時間もきていますので、御質問は打ち切らせていただきます。御意見がございましたら、どうぞ。
委員	<p>1ページの、「臨時福祉給付金等支給に関する業務」についてです。今回は加算対象者の確認ということで諮問されていますが、本体の部分、住民税非課税の方の部分についてです。私が先ほど、どのようにしつこく言いましたのは、この施策はどこまで情報を探すかで、自治体によってそのレベルの差が出てくるからです。杉並区の先ほどのようなやり方であれば、本来もらうべき人たちを漏らしてしまう可能性があります。そして、この施策自体は、もともと消費税を上げたことの言い訳のような施策です。日本で社会保障の中で、非常に問題となっているのは漏給です。つまり、本来なら生活保護の給付がもらえるレベルの収入しかない人たちが、もらえていない。給付が漏れているという意味で「漏給」、若しくは「捕そく率が低い」というような言い方をしますが、今回きちんと丁寧に対象者を探していくことによって、生活保護の対象ではないのだけれどもそれに限りなく近い、若しくは生活保護以下のレベルの収入しかない人を、探し出すことができるのです。</p> <p>そういった意味ではこれは、今まで国がやってこなかった貧困者の捕そくをする、という意味で非常に重要な、社会政策上の非常に重要な結果が付いてくるのです。ですから、そこを杉並区はどう考えているかということ、つまり、貧困の情報というものをどうやって把握するかということが、私は非常に気になっているのです。先ほど私はかなりきつい言い方をして、それについてはおわびを申し上げますが、きちんと情報を把握していただきたい。そして、必要な個人情報は、向こうから言ってくるだけではなくて、役所のほうから探しにいくのだと、そういった気概でやっていただきたいと思います。結果的にこの諮問には賛成しますが、是非そうやっていただきたい。私は、ほかの機会で、それはどうなったかをまた確認したいと思いますので、そのところは、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	ほかに御意見ございますか。
委員	先ほど他の委員からも出た、性別の記載の問題ですが、私たちは性同一性障害の方々の相談も受けるのです。これは今回だけではなく、全ての個人情報の中に性別という記載がありますが、今後は、性別の記載について柔軟に対応していくということで、区のやり方も考えていただきたいということを、意見として出させていただきます。
会長	確認させていただきたいのですが、今のは、1ページの項目ですね。
委員	1ページもありますし、先ほど委員が問題にした8ページもありますし、これは全体に関わることです。

会長	性別の取扱いについてですね。分かりました。ほかにございますか。
委員	住宅の耐震シェルターについて、伺ってよろしいでしょうか。
会長	質問はもう打ち切らせていただいたのですが、なお質問ですか。それでは、簡単にお願いします。
委員	7ページの事務事業の概要に、助成費が「50万円」と書いてあるのですが、耐震シェルターや耐震ベッドの価格は一般的にどのぐらいのものですか。
防災まちづくり担当課長	耐震シェルターには、一畳程度のものから六畳間程度のものがありまして、価格は30万円から300万円程度です。耐震ベッドは、30万円から50万円程度ということです。
委員	分かりました。
会長	それでは、2人の委員から御意見がありました。対象者の把握を十分、漏れのないように留意してほしい、それから、性別の取扱いについてはなお今後検討を求めたいということがありました。全体としては反対の御意見もありませんでしたので、報告第1号は報告を受けたこととしまして、諮問1号から諮問4号は決定と取り扱わせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
	(異議なし)
会長	御異議がなければ、そのように取り扱わせていただきます。ありがとうございました。次に、報告第2号、諮問第5号、諮問第6号について、事務局から説明をお願いします。

諮問第5号

報告第2号、諮問第6号

情報政策課長	諮問第5号について説明する。 報告第2号、諮問第6号について説明する。
会長	基本的なことをお伺いしておきたいのですが、「教職員給与・福利厚生に関する業務」の外部結合記録票、14ページ、15ページです。ここに書かれているものは、情報を提供するために情報を収集する、というのが基本的な関係だろうと思っておりますが、表の、収集する項目の81から88までが、収集するだけの項目になっているのですけれど、これは何のために収集するのでしょうか。
教育委員会事務局庶務課長	給与計算は東京都が行っているため、81から88までの収集する項目にだけある情報は、既に東京都が持っている情報で、杉並区からあえて提供する必要のない情報ということです。
会長	そうすると収集するというのは、これは東京都が収集するということでしょうか。
教育委員会事務局庶務課長	区が、東京都から収集する情報になります。
会長	なるほど。

教育委員会事務局 庶務課長	東京都が元々持っている情報ですので、区は収集しますが、それを都に提供する必要がないということです。
会長	東京都から収集する、ということですか。
教育委員会事務局 庶務課長	東京都から受け取る情報、ということです。
会長	そのように理解すればいいのですね。
教育委員会事務局 庶務課長	はい。
会長	分かりました。
委員	16 ページの「義務教育保護者負担経費の軽減に関する業務」について、事務事業の概要に「申請等に基づき」とありますが、申請すれば誰でももらえるのですか。
教育委員会事務局 学務課長	公立中学校の 3 年生が修学旅行の対象ですので、全員を対象にしております。
委員	申請しないと、補助金をもらえないのですか。
教育委員会事務局 学務課長	義務教育段階の、保護者の負担軽減を目的としておりまますので、申請がない場合は、学校側から働きかけ等を行っていくと思います。
会長	よろしいですか。ほかに区民の方々、いかがでしょうか。よろしいですか。
委員	9 ページの「教職員給与・福利厚生に関する業務」についてです。SSL 通信を使うということですが、私も日常買物をするときにクレジットカード番号を入れたりしていますので、高度な安全性が保たれていると思うのですが、何年か前に SSL 通信のぜい弱性が見付かったということです。システムに完璧ということはないと思いますが、一般的な話で結構ですので、SSL 通信の安全性について説明してください。
情報システム担当 課長	SSL 通信の安全性ですが、通信の内容は送信元から送信先まで全て暗号化されます。暗号化をしているものを解くには、第三者機関が発行します認証が必要になりますので、安全性の高い送信方法と認識しています。
会長	今の委員の質問は、SSL 通信の仕組みではなくて、最近事故がないのかということですが、その点についてどうなのでしょうか。
情報システム担当 課長	SSL 通信の事故についてですが、最近は聞いていません。ぜい弱性が発見された場合、ベンダーがぜい弱性を補修するパッチを作成し配信等をし、ぜい弱性による事故を未然に防ぐという対応を取っていくことになります。
委員	セキュリティの件で、これに関連して 2 点質問します。皆さん御存じかと思いますが、4 月末頃アメリカ合衆国国土安全保障省から、マイクロソフトのインターネット・エクスプローラーに重大なぜい弱性が見つかったので、使用しないほうがいいという情報が流れました。杉並区は、教育委員会の所管である、図書館のパソコンの使用を数日間止めていたようで、

	今はまた使えるようになったようです。今、杉並区ではどうなっていますか。大丈夫になっていると思うのですが、念のため聞かせてください。
情報政策課運用担当	4月末に発表された、インターネット・エクスプローラーのせい弱性についての対応についてお答えします。4月28日に、マイクロソフトからインターネット・エクスプローラーの6から11について、危険性の高いせい弱性情報が公開されました。杉並区の府内LANに関しては、せい弱性情報が発表された後、直ちにインターネット使用のアカウントを止め、インターネットが使えない状態にしました。その後、5月2日にマイクロソフトから緊急性の高いパッチということで、修正プログラムが発表されましたので、パッチ当てという作業をして、5月8日からインターネット・エクスプローラーを使用できるようにしました。
委員	もう1つは、パッチのことです。杉並区においては、どうなっているのか。というのは、私はマイクロソフトなどと聞くと非常に怖い気がするし、杉並区もそうですよね。そのパッチについてどういう状況かの説明を伺って、これについては終わります。
情報政策課運用担当	前段で説明しました、インターネット・エクスプローラーだけではなく、ベンダーからOSそのものや、それに係るほかのアプリケーションソフトのパッチが随時発表されています。緊急性の高いものについては、速やかに対応をします。緊急性の高くないものについては、杉並区の使っているシステムに適用した場合の動作検証をした上で、年2回実施することを基本としております。
委員	次に16ページの「義務教育保護者負担経費の軽減に関する業務」に移ります。電算入力の効果として、申請から支給までの期間がこれによって短縮されるということですが、どのくらい短縮されるのですか。支給はいつ頃になるのでしょうか。
教育委員会事務局 学務課長	対象者が全員で約2,100人で、学校によってはかなり人数が多い所もあります。電算等入力ができると手作業になりますので、何時間とか何日というのは分かりませんが、かなりの手作業の量になります。今回、電算入力を認めいただければ、かなり効率よく処理ができるということです。
委員	この施策を実施するに当たっては、保護者の方から銀行口座データをいただかないといけないと思うのですが、今、手作業という話がありましたけれども、紙か何かでもらうのですか。つまり一番いいのはメールでいただければいいと思うのですが、もちろんそこにはセキュリティー等の問題があると思いますが、手作業で手入力するのですか。間違いが起りやすくなるのではありませんか。
教育委員会事務局 学務課長	説明が不足していたのですが、電算で入力すると、財務会計システムとも連動して効率が良くなるということです。また、手作業入力においては、やはりどんな事業でも複数確認、ダブルチェックということでやっていきます。口座番号等については、金融機関からの問合せ等ありますので、極

	力入力まちがいがないようにいたします。十分注意して行いつつ、効率よい事業を運営していきたいと考えております。
委員	もしかしたら保護者の中には、現金でくださいという方がいるのではないかでしょうか。というのは、口座番号を知らせるというのは何か、自分の預金がのぞかれているような錯覚をする方もいらっしゃるかもしれません。非常に抵抗があるデータなのではないかと私は推測するのですが、この場合、現金でくださいというのは駄目なのですか。
教育委員会事務局 学務課長	学務課で就学援助等もやっておりますが、そういうお声はいただいておりません。そのような疑問があれば、詳しく説明をさせていただきます。入金されれば御自身で確認できますので、不明点がある場合は、学校も一緒にになって事務手続を行い、説明をさせていただきますので、基本は口座振替です。
委員	17ページの「生活状況等の情報」の3項目目、「事業参加状況」ですが、これは何の事業ですか。
教育委員会事務局 学務課長	修学旅行に参加したかどうか、ということです。修学旅行に参加していない方には、この3万円の補助が出ませんので、参加の有無についての情報を集めるということです。
委員	つまり、修学旅行に行くか行かないか、というだけの項目ということですね。
教育委員会事務局 学務課長	行ったか行かないか、また詳細に、途中で帰ってきてしまった、全日程参加できなかったとか、直前にキャンセルをしてしまったとか、そういう場合に金額がいろいろ変わります。上限3万円と申しましても3万円以下の場合もあり得ます。その場合は、3万円はお支払いできないことがありますので、詳細な参加状況の調査になります。
委員	先ほどの委員と質問内容が似ているのですが、分からないので質問します。上限3万円というのは、修学旅行に行った方に対しては全て3万円と認識してよろしいですか。また、参加しない方に対しても個人情報は前もっていただくのでしょうか。資料を読んだときに、補助金は修学旅行に行ってからいただくと思っていたので、欠席の方からは個人情報はいただかないと思っていたので、そちらも合わせて教えてください。
教育委員会事務局 学務課長	まず、補助金は全て3万円かということについては、今説明しましたように、例えば修学旅行が全部で5万円かかるとします。直前にキャンセルをして、保護者負担が例えば2万円だけだとしたら、2万円しか区からは負担しないということです。キャンセルの場合はいろいろな事情がありますので単純ではありませんが、上限3万円で補助を行います。申請書は前もって出していただきますが、最初から何らかの事情で確実に修学旅行を欠席するという方に関しては、学校と連携して、情報収集は行いません。
委員	欠席の場合、また、2万円だった場合はという説明でしたが、学校によっていろいろな金額があると思います。2万5,000円だったり1万5,000

	円だったりと、それは個々に対応してくださるということでしょうか。
教育委員会事務局 学務課長	そのとおりです。
委員	はい、分かりました。
会長	ほかに御質問はありますでしょうか。
委員	9ページの「教職員給与・福利厚生に関する業務」の事務事業の概要で、勉強不足で分かりませんので確認します。紙ベースで各学校から教職員の例月の給与等をデータで提出して、それを教育委員会の庶務課に提出して、これは杉並区の教育委員会だろうと思うのですけれども、ここから都の教育委員会に審査後のペーパーが回るという形だろうと思うのですが、これがペーパーレス化されて、システムの中でも同じような流れになるのでしょうか。それとも、「例月給与等に係るデータを直接入力し」というのは、区の教育委員会の庶務課が、直接入力して都に連結されるのか、その辺をお伺いしたい。また、このシステム化されたものに対しての、内部監査のようなものは定例的に行う予定なのでしょうか。
教育委員会事務局 庶務課長	まず1つ目です。現在は紙ですので、学校から庶務課に送られてきて、それを確認して都に送っています。今度電子化されると、データセンターがありますので、学校で入力したものは一旦データセンターに集約され、それを庶務課が見て、審査した後にまたデータセンターに返して、そこからまた東京都に行くという形になります。今回の効率化は、例えば001何々手当という、コードと手当名があるのですが、紙で書くと、それを間違えるケースがかなりあります。電子化することによって、リストの中から選ぶことができるので、その間違いが非常に少なくなるということが考えられます。それと、電子化されることにより学校の事務職員が、教職員の例月の給与等に係るデータを入力できる期限が、最大1週間程度伸びますので、非常に便利になるということです。
会長	内部監査については、どうですか。
教育委員会事務局 庶務課長	東京都が行います。
委員	データの出し手としての区の監査というのは、特に必要ないとお考えでしょうか。
教育委員会事務局 庶務課長	データが入力されたときに、審査を行います。審査がそのままチェック機能として、働いているというものです。
会長	今の説明の中で、データセンターという新しい言葉が出てきましたけれども、これは区が設置しているデータセンターのことだろうと思うのですが、少し補足説明していただけますか。
教育委員会事務局 庶務課長	これは東京都が委託している事業者で、情報集約してどこにも出さないようにするというものです。
会長	区が設置しているものでしょうか。

教育委員会事務局 庶務課長	東京都が委託している事業者が、データセンターという所を管理するというものです。
会長	先ほどの説明を聞くと、なお分からなくなるけれど、区がインターネットで送る手前の作業は、そのデータセンターが入るような話だったと思うのですが。
教育委員会事務局 庶務課長	システム自体は東京都のものですが、それを管理するのが委託された事業者ということです。
会長	区が作業するのに東京都のシステムを利用して、紙のものをデータ入力するのは区でやる。そして、そのデータは都が管理しているデータセンターに入していく。それはインターネットで入っていく。そして、そのデータセンターを使って東京都の教育委員会が処理をする、このように理解すればいいのですか。
教育委員会事務局 庶務課長	はい、そのとおりです。
会長	よろしいですか。
委員	はい。
会長	ほかによろしいですか。
委員	今のデータセンターに関する質問です。これは今、他の自治体はどういう状況になっているのかということと、それから東京都のシステム上のデータセンターというのは、ほかのデータの管理もしているのですか。
教育委員会事務局 庶務課長	そのとおりです。東京都でいいますと、このシステムを使っていないのが杉並区と大田区の2つの自治体で、その他は全てこの人事給与システムを導入しています。
委員	ほかのデータの管理も、しているのか。それと、なぜ杉並区と大田区は、取り組むのが遅かったのですか。
教育委員会事務局 庶務課長	今までこうしたことに非常に杉並区は慎重でしたので、導入がほかより少し時間が遅れていたということです。
会長	よろしいですか。
委員	東京都の職員と、非常勤職員の数を教えてください。
教育委員会事務局 庶務課長	大体1,800人程度です。
委員	トータルの数で1,800人、ということでおよろしいですね。
教育委員会事務局 庶務課長	内訳は、正規職員で約1,400人で、嘱託員が約100人、時間講師が約220人、臨時的な教員が約100人で、合計すると概ね1,800人程度ということです。
委員	はい、承知しました。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	16ページです。修学旅行というと様々な費用、靴を買ったり服を買ったりという費用が必要だと思うのです。貧しい家庭ほどそういうのが必要で、

	それが揃えられないから行けない、という子もいると聞いています。公費負担というのは宿泊費や交通費という、学校で徴収する経費の範囲内と解釈してよろしいですか。
教育委員会事務局 学務課長	全参加者、生徒が共通して負担する範囲の額、ということになります。
会長	<p>ほかにございますか。ないようでしたら質問を打ち切らせていただきます。御意見がございましたらどうぞ。よろしいですか。</p> <p>それでは、御意見がないようですので、報告第2号、諮問第5号、諮問第6号について、報告については受けたものにし、諮問につきましては決定とさせていただきますが、よろしいでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>御異議がなければ、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま審議いただいた諮問事項について、答申をしてまいりたいと思いますので、事務局から答申案文をお配りいただきたいと思います。</p>
	(答申文配布)
会長	お手元に配布させていただいたと思いますが、御覧いただきましていかがでしょうか。下記のものについて、審議の結果、適当であると決定したので答申しますというのが趣旨でございます。異議がなければ、これをもちまして区長の代理の情報・法務担当部長にお渡ししたいと思います。
	(答申文手交)
会長	本日の議題は、お陰さまで滞りなく済ませることができました。ここで皆さんに、御紹介させていただきたいことがございますので、お時間を頂戴したいと思います。本審議会は昭和62年から始まったと聞いております。これまで委員や会長として御尽力いただきました江藤委員は、審議会が始まる制度づくりから御参画いただき、30年弱という長い間、当区の情報公開・個人情報保護審議会に御尽力いたしましたが、お体の御都合等があったようで、今回限りで御勇退なさるということになりました。本日御出席いただいていますが、皆さま方に改めて、長年の間、情報公開・個人情報保護審議会に御尽力をいただきましたことを、会長の名において御礼を申し上げて御挨拶にさせていただきます。江藤先生、どうもありがとうございました。江藤先生、何かございますか。
委員	<p>私、杉並生まれで杉並育ちなものですから、杉並区のためにある程度尽くすのが当然だと思うので、今まで頑張ってきたつもりですが、どれだけ役に立ったのか、心もとない次第です。</p> <p>ただ、いろいろと印象に残ることが多いのですが、議論が活発にこの委員会で、なされなければいけないのではないか、ということで、一番議論が、皆さまが御発言を自由にできるような雰囲気を作るために、どうすれ</p>

	<p>ばいいかということだけで、ただ議長席に座ってるような次第でした。</p> <p>一つ印象に残っていることは、議事録ですね。変なことを申し上げるのですが、最初議事録を作り始めた頃は非常に議事録の出来が悪くて、正直言いまして直すのに大変だったのです。最近は御承知のように、ほとんど修正するようなことがないぐらいに、立派な議事録がてきております。やはり速記の方々の御努力もそうだと思いますけれども、整理して文章化する事務局の方の実力の向上だろうと思いまして、杉並区の力がそれだけ向上しているのではないかと陰ながら思っている次第です。</p> <p>皆様いろいろと、御意見がおありの方々だと思いますけれども、率直にぶつけ合って、ますますこの会を維持、発展させなければならないのではないかでしょうか。それに最近の新聞を見ていますと、個人情報保護法の改正案も国会に出るような状況ですので、またもや、いろいろと御意見が多々おありになるような状況が出てくると思います。どうぞ区民の代表として、是非ともしっかりと個人情報保護とプライバシーの保護に、ますます今後とも御努力いただきたいと思います。何か取留めのないことを申し上げましたけれども、これをもって御挨拶といたします。どうも長い間ありがとうございました。</p>
会長	<p>江藤先生、ありがとうございました。</p> <p>ほかに事務局からございますか。</p>
情報政策課長	<p>改めまして、江藤委員には長い間審議会の運営に御尽力いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>次の審議会の日程ですが、8月1日(金)、午後2時からを予定しております。夏の暑い時期で大変申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>委員の皆さん方から何かございますか。ないようですね。本日は熱心に討議いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p>